

ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方の権利や財産を守る法律上の制度です。

お金の管理や契約などをお手伝いします

本人の意思を尊重し、福祉サービスなどの契約行為を行ったり、銀行からのお金の出し入れを手伝ったり、本人のお宅（施設）を定期的に訪問して様子を確認することで、本人が安心して地域で暮らすお手伝いをします。

※成年後見制度では、日用品の購入や身体介護、医療行為への同意、入院の際の保証人になることはできません。



このような事でお困りの方

- 物忘れがあつて通帳をなくしたりお金の管理ができない
- 親を施設に入所させたいが、認知症のため自分で契約ができない
- 近所の一人暮らしの高齢者が訪問販売や悪徳商法の被害を受けているようだ
- 自分にもしものことがあつたとき、障がいのある子どもの将来が心配

成年後見制度をご確認ください

高額リフォームの契約書に身内が気付いた事例

Aさんが、たった1人の身内である認知症の姉Bさん(80歳代)の家を訪れると、高額なリフォームの契約書を見つけました。Aさんが尋ねると、誰が来て何の話をしたのか、Bさんは分かりません。ほかにも羽毛布団や健康食品など、必要のない高額商品を買っていました。

AさんはBさんの預貯金が心配ですが、自分も高齢なので、Bさんの成年後見の申立てをし、弁護士Cさんが成年後見人になりました。



成年後見人Cさんの支援

Cさんは二人とよく話し合い、成年後見人として以下の支援を行い、二人は安心して暮らせるようになりました。

- ①成年後見人による金銭管理 / Bさんの通帳や印鑑などを預かって、日常の買い物用の現金を渡し、必要な支払いをするなど、お金の管理を行います。
- ②契約行為の代行(身上監護) / Bさんに代わって生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行います。



江別市成年後見支援センター
相談支援員 **平塚 巧也**さん

岩見沢の包括支援センターに6年間勤務し、成年後見の相談もお受けしてきました。

**「まずはどんな制度が知りたい」
だけでも気軽にご相談を**

制度の概要に関すること、認知症などで判断能力が十分でない方や不安がある方の「生活」や「財産」に関する心配や困りごとの相談も無料でお受けできます。また、相談は親族だけでなく、知人の方でもできます。

成年後見制度だけでなく、ご本人の状況に合わせて、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」や、暮らしの困りごとを相談支援する「くらしサポートセンターえべつ」など、ほかの制度をご紹介することもできますのでお気軽にご相談ください。



**より良い支援を
親身に考えます**

右ページのような困りごとを相談できる成年後見支援センターが11月1日(水)にオープンします。

高齢者や障がいのある方の生活や財産に関する不安や困りごとの相談に応じ、本人にとってより良い支援の方法を

制度利用の流れ

本人または親族が、医師による診断書など必要書類を添付して家庭裁判所へ「申立て」をします。

裁判所が制度による支援が必要と判断した後、本人を支

一緒に考えます。また、親族が成年後見制度の利用のために家庭裁判所に必要な書類を提出する「申立て」の際のアドバイスなども行います。

場所 江別市社会福祉協議会(錦町14・87 江別市総合社会福祉センター内)

受付時間 月～金曜日(祝日を除く)の8時45分～17時15分
詳細 ☎ 375・8988

**江別市成年後見支援センター
開設記念講演会**

援するためにふさわしい人を裁判所が選びます。本人の財産状況により、支援に対する報酬を本人の財産から支払うことがあります。

司法書士による劇団「リーガルいち座の寸劇と解説」「成年後見と遺言」や、センターの概要を説明します。無料。

日時 10月29日(日)13時30分～(12時45分受付開始)

会場 市民会館37号室

定員 先着150名

申込・詳細 10月23日(月)までに江別市社会福祉協議会 ☎ 375・8988へ申し込み



**成年後見の疑問
一問一答**

問 成年後見人とは
どんな人?

答 専門職や親族のほか、
市民後見人も

弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職のほか、親族が成年後見人になることが一般的です。また、最近はその地域の身近な立場で支援する市民後見人が選ばれることもあります。

市では平成27年度に市民後見人養成講座を開講し、現在

問 後見開始までにかかる
期間と費用は?

答 約1～4か月で
おおむね1万円ほど

期間と費用はケースにより異なりますが、一般的には申立てをしてから1～4か月ほどで成年後見人が決まり、収入印紙や切手代などで、約1万円ほど費用がかかります。

※医師などの鑑定が必要な場合は追加で6万円ほど必要。

問 申立てる人がいない、
費用を負担できない

答 市が申立てたり、
助成できることも

申立てをする親族がいない場合は、市が申立てをすることができます。また、裁判所への申立て費用や成年後見人への報酬を負担できない場合、一定の条件にあてはまる人は、市から助成を受けることができます。詳しくは介護保険課(☎381・1067)または福祉課(☎381・1031)へ。

27名が市民後見人候補者として登録されています。